

○大津町建設工事等に係る予定価格の公表（試行）に関する要綱

平成13年3月28日

要綱第9号

（目的）

第1条 この要綱は、大津町が行う建設工事等の競争入札に関し、消費税を除いた予定価格（以下「予定価格」という。）、入札業者、入札結果の公表に必要な事項を定め、もって不正な入札の防止及び積算の妥当性の向上に資することを目的とする。

（公表の対象）

第2条 公表の対象とするものは、競争入札に付する建設工事及び建設工事に伴う委託業務とする。

（公表の内容）

第3条 公表の内容は、予定価格、指名業者、入札結果とする。

（公表の方法）

第4条 予定価格の公表は、競争入札指名通知書に記載し、指名業者、入札結果は閲覧とする。

（参加資格の制限）

第5条 予定価格を上回る入札業者は、指名停止等の処分を行うことができる。

（工事費内訳書の提出）

第6条 入札参加者に対し、次の区分により入札価格の根拠となる工事費内訳書（別紙様式）の提出を求めることができる。

入札区分	工事費内訳書記載内容
一般競争入札	工事区分、工種、種別、細別（建築工事については種目、科目、細目、測量試験費については費目、種別、細別）※最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。
指名競争入札	工事区分、工種（建築工事については種目、科目、測量試験費については費目、種別、細別）※最低限数量、単価、金額等を明らかにすること。

2 業務委託の場合は、前項及び次条中、「工事」を「業務」に読み替える。

（工事費内訳書の不備による入札の無効）

第6条の2 工事費内訳書に次に掲げる不備がある場合は、入札を無効とする。

- (1) 提出が無いとき。
- (2) 入札書に記載した金額と一致しないとき。
- (3) 第6条に規定する工事費内訳書記載内容を具備していないとき。
- (4) 設計図書に示した項目以外の項目の記載があるとき。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 大津町財務規則（昭和39年規則第4号）並びに大津町競争入札心得（平成9年告示第27号）の規定にかかわらず予定価格を公表する。

附 則（平成20年10月28日要綱第29号）

この要綱は、平成20年10月28日から施行する。

附 則（令和4年3月31日要綱第24号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。